

平成20年4月25日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成19年(ワ)第20868号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成20年1月11日

判

決

東京都調布市

号

原

告

m r k o n o

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被

告

国

代表者 法務大臣

鳩 山 邦 夫

指定代理人

武 藤 京 子

同

梶 山 大 輔

主

文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成17年12月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

##### 第2 当事者の主張

###### 1 請求原因

(1) 北海道警察釧路方面弟子屈警察署の警察官等が、木村富士子（以下「木村」という。）の子である木村悟（以下「悟」という。）が殺害されたことを知りながら、悟の遺体等を遺棄して、バイク事故による死亡であったかのように装った。

(2) 釧路地方検察庁の検察官は、上記(1)の事実によって、木村等の権利が侵害されることを知悉しながら、弟子屈署職員等の犯罪行為を庇護する目的で、

悟は単独事故によって死亡したものであるとして、悟が死亡した事件を不起訴処分にし、その後、木村などが悟を殺害した氏名不詳の犯人を告訴したが、再び不起訴処分として、適法な職務行為を装いながら、その実質において、犯人隠避行為を行った。

検察官によるこの犯人隠避行為により、木村は、告訴権を侵害され、また、悟を殺害した真犯人に対する損害賠償請求権を侵害された。

- (3) 木村は、悟の死亡原因について鑑定を行い、35万0630円を支出したが、これは、検察官による上記(2)の犯人隠避行為によって生じた有形損害である。

また、木村は、検察官による上記(2)の犯人隠避行為によって精神的苦痛を被った。

したがって、木村は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく、上記有形損害35万0630円及び慰謝料（300万円）の損害賠償請求権を有していた（以下「本件損害賠償請求権」という。）。

- (4) 原告は、木村から、本件損害賠償請求権のうち51%（以下「本件債権」という。）を譲り受けた（以下「本件債権譲渡」という。）。
- (5) よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、譲り受けた本件損害賠償請求権の一部である10万円の支払を請求する。

## 2 請求原因に対する認否

- (1) 請求原因(1)の事実のうち、悟が木村の子であることは認めるが、その他の事実は知らないし否認する。
- (2) 同(2)の事実は知らないし否認する。

原告は、木村の告訴権及び真犯人に対する損害賠償請求権を侵害された旨主張するが、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎず、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、国家及び社会の秩序維持という公益上の見地に立って行われる捜査

又は公訴提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎないから、木村の告訴権は法律上保護された利益でないことは明らかであるし、同様に、検察官による捜査権及び公訴権の行使は、公益を図るために行われるものであって、被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、検察官が木村の真犯人に対する損害賠償請求権を保護すべき法的義務を負担するものではないから、それらの利益の侵害を根拠とする国家賠償法に基づく損害賠償請求はできない。

(3) 同(3)は争う。

(4) 同(4)は不知。

### 3 抗弁

原告は、木村から、木村の被告に対する損害賠償請求権の 5 1 % を譲り受けたと主張するが、この権利移転は形式的なものであり、訴訟を目的とする信託行為として、強行法である信託法（平成 18 年法律第 109 号による改正前のもの。以下同じ。） 11 条に違反して無効である。

すなわち、訴訟行為をさせることを主たる目的とする信託であるか否かは、信託行為の時を基準として、当該信託がされた経緯、信託行為の条項、受託者の職業、委託者と受託者の関係、対価の有無、受託者が訴訟を提起するまでの時間的な隔たり等、諸般の事情を考慮して判断されるところ、原告が取得したという損害賠償請求権の内容が不確定であり、そのことを原告は認識している上、原告は、本件が検察と警察のなれ合いと癒着構造が招來したと覚しき事件であると理解し、木村と 2 回しか面会したことがないにもかかわらず、国と東京都を相手に争った 9 件の国賠訴訟に関与した経験を有する原告から木村に働きかけて譲渡を受けたものであることからして、原告の主張どおりに債権譲渡がなされたとするならば、それは訴訟行為をさせることを目的としてされたものと推認できることは明らかであり、本件債権譲渡は信託法 11 条により無効である。

#### 4 抗弁に対する認否

被告の主張は争う。

被告は、木村からの債権譲渡が信託法11条に違反して無効であると主張するが、原告は、国と東京都を相手に争った9件の国賠訴訟の経験から、警察と検察のなれ合いと癒着構造が招來したと覺しき本件事件に深い思い入れがあり、客観的交換価値はともかくとして、主観的価値の高い員殻蒐集（シェルコレクション）を対価として、原告の側から申し込んで本件債権を譲り受けたものであるから、相応の対価で特定の債権を譲り受け譲り渡すという当事者の意思の合致の下、法律上の瑕疵なく成立したものであって、訴訟行為をさせることを主たる目的とした債権譲渡ではない。そもそも、原告が譲り受けたのは損害賠償請求権のうち51%であり、木村は、残りの49%によって、独自に訴えを提起し、訴訟行為を行うことが自由であるから、木村が、原告に対して、訴訟行為をさせることを主たる目的とした信託行為を行う必要性は皆無である。

また、譲り受けた債権は特定しており、不確定であるのは、原告が勝訴して損害賠償請求権をもらえるか否かだけである。

そして、原告が本件訴訟に勝訴し、賠償金を得た場合、その賠償金は原告個人に帰属するのであって、本件債権譲渡は、譲渡後に木村との間に何らの権利義務関係を残さない完結的なものであるから、財産権を受託者に移すが、委託後の受託者の管理処分によって生じたその財産的利益不利益は、受益者に帰属する信託に、そもそも該当しない。

したがって、本件債権譲渡は、訴訟信託に当たらない。

#### 第3 当裁判所の判断

- 1 被告は、抗弁として、本件債権譲渡が信託法11条に違反しており無効である旨主張するので、本件債権譲渡が訴訟行為をさせることを主たる目的とした信託か否かについて、まず、検討する。
- 2 平成11年10月に悟の遺体が自動二輪車とともに発見されたこと、木村ら

が、平成15年11月26日、北海道警察本部長に対し、氏名不詳の被疑者が悟に対して暴行を加えて死に至らしめたという内容の傷害致死被疑事件を告訴したこと、釧路地方検察庁の検察官は、平成17年12月28日、同事件を不起訴処分としたことは当事者間に争いがなく、証拠（甲5、7の2、17、20）及び弁論の全趣旨によれば、釧路検察審査会が、平成17年12月28日の不起訴処分について、不起訴不当の議決をしたため、釧路地方検察庁検察官が再捜査を行った上、平成18年10月17日、同事件を再び不起訴処分としたこと、原告が元々面識のなかった木村と面会したのは、同年12月6日及び平成19年4月22日の2回だけであること、原告は、国又は東京都を被告とした訴えを9回提起したことがあり、警察と検察のなれ合いや癒着構造といった問題に深い思い入れがあったところ、木村の話を聞くなどして、検査官憲の犯罪行為を告発し、公益を図ろうと考えたため、原告の側から本件損害賠償債権の譲り受けを申入れ、木村との間で、同年4月10日付けの権利譲渡書を作成して、本件債権の譲渡を受けたこと、平成19年8月13日に本件訴えを提起したこと、同年9月28日の本件第1回弁論期日において、被告が、原告に対し、本件債権譲渡の原因関係を明らかにするよう命ぜられ、その後、原告は、原告のシェルコレクションを3回に分けて（1回目は同年10月6日受付、2回目は同月15日受付の各ゆうパック）木村に郵送し、本件訴訟において、上記のコレクションが本件債権譲渡の対価であると主張していることが認められる。

そこで検討するに、上記のとおり、原告は、木村に対し、自己の所持するシェルコレクションを木村に送付し、本件債権譲渡の対価であると主張しているが、実際に原告がシェルコレクションを郵送したのは、本件訴訟の第1回弁論期日において、原告が、被告から、本件債権譲渡の原因関係を明らかにするよう命ぜられた後であり、しかも、それは、本件債権譲渡がなされた平成19年4月10日から約6か月経過した後であること、本件債権譲渡の対価

であると原告が主張するシェルコレクション自体は、原告が自己評価として150万円を超えるものと主張するだけであって、その価値、すなわち、一定額の金銭的評価ができるものであるかは全く不明であり、原告の趣味嗜好に基づく収集物にすぎないことがうかがわれることに照らしても、本件債権譲渡の当時、原告と木村との間においては、原告が木村に対して本件債権譲受の対価的な給付をすることは何ら合意されておらず、原告は、本件債権譲渡につき、その譲渡原因が有償的な交換等であることを後から作出するために、上記コレクションを木村に郵送したにすぎないものと認めるのが相当である。

そして、上記認定のとおり、原告と木村は、元々面識がなく、初めて原告と木村が面会したのが、前記のとおり、検察審査会が不起訴不当の議決をした後、検察官が再び不起訴処分とした平成18年10月17日から間もない時期である平成18年12月6日であり、2回目に面会した平成19年4月22日より前の同月10日付けで本件債権の権利譲渡書を作成していることに照らすと、何らかの経緯により、悟の死亡事件等を知って関心を持った原告が、木村に面会し、被告に対して損害賠償訴訟を提起すること目的として、本件損害賠償請求権を譲り受けることにし、木村も原告の目的に賛同、承諾して、本件債権の権利譲渡書を作成したものであることは明らかであるというべきである。

そうすると、本件債権譲渡は、原告が何ら対価的給付を木村に払わず、木村の利益となることを企図して、原告に訴訟行為をさせることを主たる目的としてされたものであって、実質的に信託法11条が禁止する訴訟信託に当たるというべきである。

3 この点につき、原告は、本件債権譲渡が、譲渡後には木村との間に何らの権利義務関係を残さない完結的なものであり、委託後の受託者の管理処分によって生じた財産的利益不利益が受益者に帰属する信託に該当しないから、信託法11条に反しない旨主張するので、検討する。

前記のとおり、原告に対して本件債権譲渡をしなければならない事情のあつ

た様子が見出し難い木村が、原告の側からの譲受けの申出に応じて、原告と木村との間で、特段の対価的給付を伴わない本件債権譲渡がされたことは、裏から見れば、原告は本件訴訟に勝訴し、被告から金銭の支払を受けた場合にはその一部を支払う旨の約束があったのではないかとの疑念を抱かせるものであるし、また、本件債権譲渡の後になって、この譲渡に関して原告がシェルコレクションを木村に送付している等、木村と原告との間においては、本件訴訟の追行に係る何らかの協力提携関係が存在することがうかがえることも、原告が本件訴訟に勝訴し、被告から金銭の支払を受けた場合には、その全部又は一部を木村に支払う旨の約束等があったのではないかとの疑念を抱かせるものであり、仮に原告が木村との間にそのような了解や約束があるとすれば、木村は信託における委託者であると共に受益者であることになり、本件債権譲渡は信託法1条に反することになる。

仮に、原告と木村との間に上記のような了解や約束はないとしても、本件において、木村は、本件損害賠償債権の49%については自らに留保した上で、原告に対して本件損害賠償請求権の51%という部分を譲り渡したものであり、仮に、本件訴訟が審理判断され（以下「先行訴訟」という。）、原告の請求が全部又は一部につき勝訴することになった場合、その既判力自体は原告と被告との間においてのみ生じるもの、今後、木村が本件損害賠償請求権の残部を権利行使し、被告に対し提訴した場合（以下「第二訴訟」という。）、原告被告間の先行訴訟において勝訴した原告の主張、立証、被告の主張に対する原告の反論等、原告の訴訟活動及び審理の成果をそのまま利用することができ、事実上第二訴訟においても、先行訴訟の成果に基づき、木村の請求が少なくとも一部勝訴する蓋然性を一定程度期待することができる状況になるという事実上の利益がある。他方、仮に、先行訴訟において原告が全部敗訴しても、改めて、木村が第二訴訟により、本件訴訟と同一の訴訟物である本件損害賠償債権の残部について再度提訴し、審理、判断を求めることがないこともなく、このよ

うに本件債権譲渡により、先行訴訟が原告敗訴となつても木村が第二訴訟を再度提起できるという制度上の利益を享受できる上、先行訴訟における主張、立証を踏まえ、更に主張、立証を追加補充する等の工夫を試みることができ、それによって第二訴訟においては木村が勝訴する可能性が全くないとはいえない状況となるのであるから、本件債権譲渡による原告の先行訴訟の提起により、木村にはこれらの事実上及び民事訴訟制度上の利益を享受することが認められるのである。このように、原告が、本件債権譲渡により、木村に先行し、かつ、木村に代わって先行訴訟において本件損害賠償債権の一部を行使することにより、木村は前説示のような事実上及び制度上の利益を享受できることになって、本件債権譲渡により、受託者である原告が行う本件債権の管理処分（訴訟追行）により委託者である木村が利益を受けるものであるとみるとみることができるから、木村は、信託における受益者と類似の地位にあるといふことができる。こういった利益状況に、信託法11条の趣旨と解される弁護士代理の原則違反防止、三百代言活動防止、濫用的訴訟提起防止、他人間の法的紛争に介入し、司法機関を利用して不当な利益を得ることの防止等を図る観点を併せ勘案すれば、本件債権譲渡は、実質的に訴訟信託禁止（信託法11条）の趣旨に反するものというべきである。

したがって、上記原告の主張は採用できない。

4 よって、本件債権譲渡は、信託法11条又は同条の趣旨に反するものであつて、無効となるから、原告は、当初から本件損害賠償請求権について無権利ということになる。

したがって、仮に請求原因が認められるとしても、被告が主張する抗弁が認められ、原告の請求には理由がないことになる。

#### 第4 結論

以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求には理由がないから、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第16部

裁判長裁判官 生 野 考 司

裁判官 田 中 俊 行

裁判官 藤 永 かおる

これは正本である。

平成20年4月25日

東京地方裁判所民事第16部

裁判所書記官 伊藤淳

